

平成23年4月1日からの登記印紙の取扱いについて

本年4月1日から、登記事項証明書の交付請求等に係る登記手数料は、登記印紙に替えて、収入印紙で納付していただくこととなります(注1)。

ただし、登記印紙についても、これまでどおり登記手数料の納付に使用することができます(注2)。

また、本年4月1日から、登記手数料の改定(登記事項証明書1通1,000円から700円に引下げ等)が予定されております。

したがって、現在の登記印紙の主要券種である1,000円券については、単独で使用しにくくなりますので、現在、同券種をお持ちの方は、なるべくお早めにご使用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(注1) 「特別会計に関する法律」(平成19年法律第23号)附則第264条等

(注2) 収入印紙と登記印紙を組み合わせて使用することも可能です。

上記に関するご相談・ご質問等がございましたら、最寄りの法務局・地方法務局総務課までご連絡願います。

◇ 主な登記手数料一覧【平成23年4月1日～】

区 分		現 行	改 定 額	
不動産及び 商業・法人登記	登記事項証明書 (謄抄本) (※1)	書面請求	700円	
		オンライン請求・送付	570円	
		オンライン請求・窓口交付	(新設) 550円	
	登記事項要約書の交付(※1)・登記簿等の閲覧		500円	500円
	証明(地図・印鑑証明を除く)		500円	500円
	地図等情報 (※2)	書面請求	500円	500円
		オンライン請求・送付		
		オンライン請求・窓口交付		
	印鑑証明書	書面請求	500円	500円
		オンライン請求・送付	500円	460円
		オンライン請求・窓口交付	(新設)	440円
	筆界特定	筆界特定書の写し	1,000円	600円
		図面の写し	500円	500円
手続記録の閲覧		500円	500円	
登記識別情報に 関する証明	書面請求	300円	300円	
	オンライン請求・交付(※3)			
本支店一括登記申請(※4)		600円	300円	
動産譲渡登記	登記事項証明書(※5)	書面請求	800円	800円
		オンライン請求・送付	750円	750円
		オンライン請求・交付(※6)	700円	700円
	登記事項概要証明書	書面請求	500円	500円
		オンライン請求・送付	450円	450円
		オンライン請求・交付(※6)	400円	400円
	概要記録事項証明書	書面請求	500円	350円
		オンライン請求・送付	500円	320円
		オンライン請求・窓口交付	(新設)	300円
債権譲渡登記	登記事項証明書(※5)	書面請求	500円	500円
		オンライン請求・送付	500円	500円
		オンライン請求・交付(※6)	450円	450円
	登記事項概要証明書	書面請求	300円	300円
		オンライン請求・送付	300円	300円
		オンライン請求・交付(※6)	250円	250円
	概要記録事項証明書	書面請求	500円	350円
		オンライン請求・送付	500円	320円
		オンライン請求・窓口交付	(新設)	300円
後見登記	後見登記	4,000円	2,600円	
	変更登記	2,000円	1,400円	
	後見命令等登記	2,000円	1,400円	
	登記事項証明書	書面請求(※1)	800円	550円
		オンライン請求・送付(※1)	490円	380円
		オンライン請求・交付(※3)	440円	320円
	登記されていないことの 証明書	書面請求	400円	300円
オンライン請求・送付		330円	300円	
オンライン請求・交付(※3)		280円	240円	
インターネット 登記情報提供 サービス (※7)	全部事項(登記記録の全部の情報の提供)	457円	397円	
	所有者事項(不動産の所有権の登記名義人のみの情報の提供)	147円	147円	
	地図、土地所在図等の情報の提供	447円	427円	
	登記事項概要ファイルに記録されている情報(動産・債権)	417円	187円	

- ※1. 1通の枚数が50枚を超える場合には、その超える枚数50枚までごとに登記事項証明書は100円、登記事項要約書は50円が加算されます。
- ※2. 手数料納付の単位については、地図等の証明書は「1筆の土地又は1個の建物」、土地所在図等の証明書は「1事件」となります。
- ※3. オンラインにより交付の請求をした証明書を電磁的記録としてオンラインで交付を受ける場合をいいます。
- ※4. 手数料納付の単位については、支店所在地における登記申請1件となります。
- ※5. 1個の動産又は債権ごとに証明したものです。複数の動産又は債権を一括して記載した証明書については、動産又は債権の個数に応じて手数料が加算されます。
- ※6. オンラインにより交付の請求をした証明書を窓口で交付を受ける場合及び電磁的記録としてオンラインで交付を受ける場合をいいます。
- ※7. 手数料額には、指定法人手数料を含みます。
詳しくは、インターネット登記情報提供サービスホームページ(<http://www.touki.or.jp/>)をご覧ください。